南城市商工会会報誌等への同封チラシ及び企業広告の取扱い要領

（趣旨）

第1条　この要領は、南城市商工会（以下「本会」）が発行している会報誌等へのチラシ同封・広告掲載（以下「掲載等」）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載等対象）

第2条　この要領で定める掲載等の対象は、会報誌等又は会長が認めた商工会事業等で会員に通知する文書とする。

（広告の掲載等資格及び基準）

第3条　掲載等ができる広告は、企業、国、政府関係機関及び地方公共団体並びにこれに関するもので、次のいずれにも該当しないものとする。

1. 企業の掲載等については、南城市商工会会員事業所でないもの
2. 法令等に違反するおそれのあるもの
3. 公共性、中立性を損なうおそれのあるもの
4. 政治性、宗教性のあるもの
5. 個人、団体の意見広告を内容とするもの
6. 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
7. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当するもの
8. 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適正なもの
9. その他、広告として適当でないと本会が認めるもの

２　国・県・市・他市町村商工会等の公共団体や公共団体より事業を受託している受託事業者から同封依頼があった場合は、原則、会員からのチラシ封入を優先し、封入に余裕があった場合に受け付けるものとする。

（広告の規格）

第4条　会報誌等に掲載等をする広告の規格は次の通りとする。

（１）同封チラシ：Ａ４サイズ　１枚

（２）企業広告：全面　１/２面　１/４面　１/８面

（広告掲載等料金）

第5条　会報誌等に掲載等をする1回あたりの広告料金は別表１の通りとする。

（広告掲載等申込）

第6条　掲載等の申込は、掲載等を希望する月の前々月末日までにチラシ同封については別紙１（チラシ同封申込書）、企業広告については別紙２（会報誌広告掲載申込書）により掲載等の内容がわかる資料を添付して本会に提出しなければならない。

（広告主の責務）

第7条　広告の内容に関し生じた責任は広告主が負うものとする。また、広告主は、広告の掲載等について関係法令に遵守しなければならない。

（広告掲載等の決定及び広告原稿の提出）

第8条　本会は掲載等の申込があったときは、申込者から提出された広告原稿の内容を審査し、その可否を申込者へ通知するものとする。

（広告掲載等料金の納付）

第9条　広告主は本会発行の請求書により翌月末までに、一括して納付するものとする。

（広告掲載等の取り消し）

第10条　本会は次のいずれかに該当する場合は広告の掲載等を取り消すことができるものとする。

（１）指定された期日までに広告原稿が提出されなかった場合

（２）掲載等の資格及び基準を満たさなくなった場合

（広告掲載等料金の返金）

第11条　本会は、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載等ができなかった場合は掲載等料金を返金するものとする。

（その他）

第12条　この要領に定めのない事項は、本会において別に定めるものとする。

附則

この要領は令和2年9月8日から実施する。

別表１

（１）同封チラシ

|  |  |
| --- | --- |
| 募集内容 | Ａ４サイズ　１枚 |
| 募集対象 | 会員事業所  国・県・市等の公共団体や公共団体より事業を受託している受託業者 |
| 対象広告 | 関係団体及び会員事業所のＰＲ、事業・商品・サービスのＰＲ等 |
| 料金 | １回当り　10,000円（税別） |
| 申込方法 | 発行月の前々月末日までにチラシ同封申込書（別紙１）に必要事項を記入のうえ、商工会窓口又は郵送にて申込む。 |
| 募集企業数 | 1回の会報誌等発行につき4社以内（先着順） |
| その他 | 封入予定日の前日までに同封するチラシ必要枚数を商工会に納めなければならない。  チラシ内容等によっては、お断りする場合がある。 |

※国・県・市等の公共団体より、事業を受託している受託事業者から同封依頼があった場合は、原則、会員事業所からのチラシ同封を優先し、同封に余裕があった場合に受け付けるものとする。なお、料金については、会員事業所と同額とする。

（２）企業広告

|  |  |
| --- | --- |
| 募集内容 | 全面　１/２面　１/４面　１/８面 |
| 募集対象 | 会員事業所  国、政府関係機関及び地方公共団体並びにこれに関する企業団体 |
| 対象広告 | 関係団体及び会員事業所のＰＲ、事業・商品・サービスのＰＲ等 |
| 掲載料金 | 全面　１回　15,000円（税別） １/４面　１回　 4,000円（税別）  １/２面　１回　 8,000円（税別） １/８面　１回　 2,000円（税別） |
| 申込方法 | 発行月の前々月末日までに会報誌広告掲載申込書（別紙２）に必要事項を記入のうえ、商工会窓口又は郵送にて申込む。 |
| 募集企業数 | 1回の会報誌等発行につき最終ページ1面以内（先着順） |
| その他 | 会報誌の原稿納入予定日の前日までに広告の電磁データを商工会に納めなければならない。  広報内容等によっては、お断りする場合がある。 |